

平成 27 年 6 月 17 日
企 画 部 企 画 課

(仮称)区政運営の新しいビジョン アクションプラン(素案)に
寄せられた意見と区の考え方について

1 区民意見反映制度による意見の受付状況

意見件数 72 件

意見の内訳

| 受付方法 | 延人数(団体) | 意見件数 |
|-------|-----------|------|
| 郵 送 | 4 名 | 7 件 |
| F A X | 0 名 | 0 件 |
| メ ー ル | 11 名・2 団体 | 59 件 |
| 持 参 | 2 名 | 6 件 |
| 合 計 | 17 名・2 団体 | 72 件 |

2 寄せられた意見の内訳

| 項目 | 件数 |
|-------------------------------|----|
| アクションプラン全般 | 1 |
| 柱 子どもの成長と子育ての総合的な支援 | 33 |
| 計画 1 家庭での子育てを応援 | 3 |
| 計画 2 「練馬こども園」の創設 | 8 |
| 計画 3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり | 5 |
| 計画 4 子どもたち一人ひとりに質の高い教育を | 17 |
| 柱 安心して生活できる福祉・医療の充実 | 12 |
| 計画 5 高齢者地域包括ケアシステムの確立 | 3 |
| 計画 6 障害者の地域生活を支援 | 3 |
| 計画 7 病床の確保と在宅療養ネットワークの構築 | 4 |
| 計画 8 つながり、見守る地域づくり | 2 |
| 柱 安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備 | 12 |
| 計画 9 鉄道、道路などインフラの整備 | 4 |
| 計画 10 災害に強い安全なまちづくり | 7 |
| 計画 11 地域生活を支える駅周辺のまちづくり | 1 |
| 計画 12 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ | 0 |
| 柱 練馬区の魅力を楽しめるまちづくり | 10 |
| 計画 13 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり | 1 |
| 計画 14 農の生きるまち練馬 | 1 |
| 計画 15 みどりあふれるまちづくり | 4 |
| 計画 16 風を感じながら巡るみどりのまち | 1 |
| 計画 17 練馬城址公園をにぎわいの拠点に | 3 |
| 柱 新たな区政の創造 | 4 |
| 計画 18 新しい成熟都市に向けた区政の創造 | 4 |
| 合計 | 72 |

3 寄せられた意見と区の考え方について

| 対 応 状 況 | | 件数 |
|---------|-----------------------------|----|
| | 意見の趣旨を踏まえ、アクションプランに反映するもの | 0 |
| | ビジョンまたはアクションプランに趣旨を記載しているもの | 15 |
| | 事業等において既に実施しているもの | 21 |
| | 事業実施等の際に検討するもの | 19 |
| | 趣旨を反映できないもの | 17 |
| | その他、上記以外のもの | 3 |
| 合 計 | | 75 |

(注) 意見の内容に対し、複数の対応が含まれるものがあるため、寄せられた意見の合計数とは一致しません。

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|----------------------------|---|---|------|
| アクションプラン全般 | | | |
| 1 | 実施計画作成に当たっては、十分な反省・省察を行なってプランの見直しや修正と実行に専念してほしい。「PDCA」のサイクルを繰り返しながら「新たな練馬づくり」をしてほしい。 | アクションプランの進捗状況は、毎年度、点検・検証して結果を公表し、改善しながら取組を進めます。ビジョンの戦略計画の取組期間(平成27年度～平成31年度)の間には、進捗状況を踏まえてアクションプランの見直しを行い、後半のアクションプランを策定します。 | |
| 柱 子どもの成長と子育ての総合的な支援 | | | |
| 計画1 家庭での子育てを応援 | | | |
| 2 4 | 事業者から、「光が丘公園でこれまで木曜日と金曜日に行われてきた『ちびっこプレーパーク』は3月で終了し、4月からは新たに『おひさまびよびよ』を開始する。また、月曜日と水曜日に行われていた『民設子育てのひろば』の外遊びについては、今後は行わない。」との話があった。「おひさまびよびよ」の実施と併せて、現在の光が丘ちびっこプレーパークという場を名前や形を変えずに週4日以上で存続させてほしい。 (ほか同意見 2件) | 4月に開始した「おひさまびよびよ」は、3歳以下のお子さんと保護者が対象の外遊びの場で、区のアクションプラン事業として光が丘公園を含めた区内4か所の公園で実施するものです。 「光が丘ちびっこプレーパーク」は3月で終了しましたが、これまで民設子育てのひろばで行っていた別の外遊び事業は、内容や開催方法を検討しながら継続すると聞いています。ご要望を実施事業者にお伝えします。 | |
| 計画2 「練馬こども園」の創設 | | | |
| 5 | これまでの一方向からの「教え込み」でなく、「考える力の育成」、「権利の主張に対する義務と責任」を幼少期から身につけるようにスタッフやボランティア、さらには保護者たちとの連携によって実現してほしい。 | 区では現在、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化する取組を進めています。この三者が協力し、発達段階に応じた教育を行っていきます。また、その過程で、地域の人材を活用するとともに、家庭との連携を密にしていきます。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|-----|---|--|------|
| 6 | 「練馬こども園」の名称は認定こども園との混同を避けるため改めること。 | 「練馬こども園」とは、「長時間預かり保育」「認証保育所等との提携」「教育と保育の質の向上」の3つに取り組む私立幼稚園を区が独自に認定する制度です。名称の変更は考えていませんが、混同することのないよう、その普及に努めていきます。 | |
| 7 | 「新ビジョン」において、保育所等の拡充は「関連する事業」から「2」の柱に位置付けられた。したがって、アクションプランにおいても、保育所の拡充は「関連する事業」でなく、施策の中心の柱に据えるべき。 | アクションプランでは、保育所等の拡充をビジョンに基づく主要な事業の一つとして計画化しています。私立認可保育所や地域型保育事業などの誘致等を進め、引き続き待機児童の解消に取り組みます。 | |
| 8 | 計画作成過程において、区民から寄せられた子育て世帯の声の中で、いちばん多いのは、「待機児解消の対策」だった。「待機児解消」のための政策を打ち出すべき。 | アクションプランでは、保育所等の拡充をビジョンに基づく主要な事業の一つとして計画化しています。私立認可保育所や地域型保育事業などの誘致等を進め、引き続き待機児童の解消に取り組みます。 | |
| 9 | 区立保育所、私立保育所共に増設を行い、入所定員を計画目標よりさらに増やし、待機児を解消すること。 | 今後の保育需要を的確に把握しながら、私立認可保育所や地域型保育事業などの拡充を進め、待機児童の解消に取り組みます。 | |
| 10 | 「保育所等の拡充」として、全保育園の耐震検査をはじめ、保育環境の整備・改善をすすめる。全認可保育園で、栄養士、看護師を配置することを明記するべき。 | 施設の耐震化については、練馬区耐震改修促進計画に基づき改修等を実施していきます。 栄養士・看護師については、区立保育所において一定の基準を設け配置しているほか、私立保育所に対しても、職員配置のための補助を行うなど、充実に努めています。 | |
| 11 | 「多様なサービスの拡充」の場における質の向上を保障させるために、質の向上を法人まかせではなく、「区の責任で研修をはじめ、質の向上に努める」と文言を入れるべき。 | 区職員による施設への訪問指導を行うとともに、区が主催する研修への参加を促すなど、保育の質の向上に取り組んでいます。 | |
| 12 | 延長保育の実施箇所数を増やすことのほか、地域型保育事業の延長保育は延長保育料が無料または大幅に軽減されるよう補助金制度の創設をすること。 | 延長保育の実施箇所数を増やすなど保育サービスを充実していきます。 地域型保育施設の延長保育料については、課題の整理を行っていきながら、必要に応じた解決策を検討していきます。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|---------------------------|--|---|------|
| 計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり | | | |
| 13 | 練馬区放課後子どもプラン運営委員会の議論を傍聴しても、「ねりっこクラブ」について、学校応援団の理解と納得がまだない状況である。「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」の「一体的運営」でなく、両者の連携をすすめる、という表現にするべき。 | 「ねりっこクラブ」は、有資格の運営責任者のもと、予め共通のプログラムを策定するなど、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」を一体的に運営するものです。 実施にあたっては、実施小学校ごとに関係者の意見を聞きながら移行の計画を策定します。 今後とも関係者との協議を丁寧に行っていきます。 | |
| 14 | 「『学童クラブ』『学校応援団ひろば事業』それぞれの機能や特色」とある。それぞれ、どういう機能があり、どういう特色があるのか。8ページの空きスペースに、それぞれの機能と特色を記し、区民にわかるようにするべき。学童クラブ専用の部屋を児童の生活の場として、資格を持った指導員のもとで過ごすのが「学童クラブ」、学校応援団の大人の見守りのもとで子ども達の過ごす居場所が「ひろば室」と注釈で明記すること。 | 「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色については、みどりの風吹くまちビジョンに記載しています。「ねりっこクラブ」の事業内容については、今後制定予定の「練馬区ねりっこクラブ条例」等で明らかにしていきます。 | |
| 15 | 学校図書館ボランティア育成を先行させたうえで学校図書館と連携し、ねりっこクラブや学童クラブにおいて、「読み聞かせ」などの読書教育を実施してほしい。 | 「ねりっこクラブ」では、これまでと同様に「読み聞かせ」に取り組むなど、子どもたちの読書活動を進めていきます。 | |
| 16 | 区内の学童クラブは区立学童クラブの保育水準・保育基準で運営することとし、区立学童クラブや民間学童クラブの増設を行い学童クラブの待機児童を解消すること。 | 区内の学童クラブについては、民間学童クラブも含め、条例により設備・運営などの基準を設けています。 区立学童クラブの単独の増設は考えていませんが、民間学童クラブについては助成基準の見直しを行い、平成28年度以降、助成を拡大していきます。 「ねりっこクラブ」の設置、空きのある学童クラブへの入室、民間学童クラブの充実などによって、待機児童の解消に努めていきます。 | |
| 17 | (仮称)ねりっこクラブへ移行しても、学童クラブの保育機能を確保し続けること。 | 「ねりっこクラブ」は、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営していきます。 | |
| 計画4 子どもたち一人ひとりに質の高い教育を | | | |
| 18 | 学力の定着・向上に関して、小中一貫教育を推進する際は、教職員の負担の軽減や、負担感・多忙感の解消、研修・打合せ等の時間の確保、授業形態、指導方法、評価方法や指導手法などの違い等、多くの課題があることから、検討体制を整えて十分に検討しながら導入してほしい。 | 小中一貫教育の推進にあたっては、教職員の負担軽減や研修・打合せ等の時間確保などを考慮して、小中一貫教育推進のための小・中学校グループを設定したり、小中連携のための日程を指定するなどの工夫を重ねているところです。今後も学校現場の状況に十分に配慮しながら推進していきます。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|-----|---|---|------|
| 19 | 小中一貫校は、全国の経験をへるなかで、小学高学年における成長の面で様々な問題点が指摘されるようになってきている。小中一貫校は慎重に行い、必要に応じて見直すことを記すべき。 | 国の中央教育審議会答申において、小中一貫教育に取り組む学校の多くで、学習指導上・生活指導上の成果が認められると報告されています。懸念されている教育指導上の課題にも配慮しながら、小中一貫教育校の検討を進めていきます。 | |
| 20 | 図書館は大変動員力のある施設であるにも関わらず、練馬区には中央図書館がない。現在の所蔵庫(35万冊)は満杯である。また、多くの人口を抱えた区の中央図書館は65万冊以上である。練馬区にもきちんとした文化の拠点、中央図書館を作ってほしい。 | 光が丘図書館は中央館的機能を持ち、各施設をネットワークで結び、区立図書館の蔵書約180万点をどの施設でも借りることができます。 現在、新たに中央図書館を作る予定はありませんが、蔵書スペースの確保等について今後さらに検討していきます。 | |
| 21 | 学校図書館の機能強化の検討にあたり、「官民の研究会」を立ち上げてはどうか。 | 学校図書館の機能強化については、関係各課と学校で検討を行います。その中で、民間の協力についても検討していきます。 | |
| 22 | 「教育」とは生涯にわたる学習であることから、「充実した図書館」を中核に位置付けてほしい。 | 「練馬区立図書館ビジョン」(平成25年度策定)では、図書館を、「区民の生涯にわたる暮らしを支える施設」、さらに「区民・地域の課題を自らが解決できる施設」と位置付けています。同ビジョンの基本理念の実現を目指し運営していきます。 | |
| 23 | 区立学校の適正配置にあたっては、40人学級の学級数で定められた適正規模を35人学級またそれ以下の少人数学級での教育効果も検討し、見直すこと。 | 区立学校の適正規模の考え方については、東京都の学級編制基準に則り、国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参照しながら、現基本方針の見直しを行うなかで検討していきます。 | |
| 24 | 区立学校の適正配置を検討するにあたっては、子ども中心に(主体に)、子どもたちと教師たちがどのように信頼関係を築けるかを基準に考えてほしい。 | 区立学校の適正配置にあたっては、子どもたちによりよい教育環境を確保することを主目的として検討していきます。適正配置を実施する際には、子どもたちが環境変化に円滑に適応できるよう対応に努めます。 | |
| 25 | 防犯カメラの設置は、使い方によって人権侵害になる可能性があり、慎重にすべきである。管理体制や運用の基準を明らかにし、通行する誰もがカメラが設置されていることをわかるように表示すること。 | 区では、「練馬区防犯カメラ設置指針」に基づき、犯罪抑止とプライバシー保護のバランスに配慮し、防犯カメラを設置している旨を表示することとしています。 | |
| 26 | 学校安全対策にあたっては、「家庭の協力」が必要である。特に父親に協力してもらえような演出を検討してみてもどうか。 | 保護者・地域による子どもの見守りは、各学校単位のボランティア活動等を通して実施しています。今後とも父親の参加を促していきます。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|-----|---|--|------|
| 27 | 地域人材の活用にあたり、区内には多彩な人材が居住していることから、区を挙げて人材(特に父親)の活用を模索すべきである。 | 多様な専門性や経験のある地域の方に協力をいただき、学校の教育力を高めていけるよう、活用方法等について、さらに検討します。 | |
| 28 | 支援が必要な子どもたちへの取組の充実に関し、生活日本語、学習日本語の支援が必要な子どもたちへの取組を求める。その際、日本語の支援が必要な子を別室で教える取出授業ではなく、母語通訳をつけて授業に参加する入り込み授業にしてほしい。 | 日本語等の習得が不十分なために、学習に支障を来している海外からの帰国または入国児童・生徒を対象に、「日本語等指導講師」を派遣し、個別指導を行っています。母語通訳をつけて授業に参加させることについては、通訳者の確保等様々な課題があり、現在のところ困難であると考えます。 | □ |
| 29 | 支援が必要な子どもたちへの取組の充実に関し、就学を求めている子には無条件で学区の学校を紹介し、学校で、個々の子どもに必要な支援をコーディネートすること。 | 特別な支援が必要と考えられる児童・生徒については、本人・家族の意向、障害の状態や医療等専門職の意見などを踏まえ、学校や地域の状況を総合的に勘案し、就学先の決定について支援を行っています。 | |
| 30 | 教育支援センターの役割を記載するとともに、教育支援センターの所長および職員の質の向上に、教育委員会が責任を持つことを記載すること。 | 学校教育支援センターの役割は、教員の研究・研修の拠点、教育相談の拠点、教育に関する情報発信の拠点です。これらの運営は教育委員会が責任を持って行います。所属職員の質の向上にも引き続き努めていきます。 | |
| 31 | 「総合教育会議」に関して、戦後の日本国憲法の精神にたつて、首長が教育委員会への介入を戒める必要がある。教育を政治の支配下に置くことのないよう、区民の監視が常に必要であることを記すべき。 | 総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育のあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により設置することとされたものです。また、総合教育会議は原則として公開することが法に規定されています。 | |
| 32 | 大綱の策定にあたっては、教育の指導監督が行き過ぎ、子どもの人権侵害となる事例もあることから、児童憲章、子どもの権利条約にもとづく子どもの最善の利益を保障することを明確にすること。 | 大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針であり、策定にあたっては教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて定めることができます。練馬区においては、教育委員会が所管する教育振興と子ども・子育てに関する事項を大綱に盛り込む範囲として策定する予定です。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|-----------------------------|---|--|------|
| 33 | 総合教育会議における大綱策定の際にも、「文化・生涯学習と図書館は文化行政上は一体のものであり、供給元は図書館である。」を踏まえて検討してほしい。 | 練馬区においては、図書館を含め、教育委員会が所管する教育振興と子ども・子育てに関する事項を大綱に盛り込む範囲として策定する予定です。 文化・生涯学習分野については、区では区長部局が管轄しており、大綱には記載しない予定です。 | |
| 34 | 総合教育会議に期待している。これまでの権威主義あるいは伝統主義のような、内省的な教育委員会ではなく、開かれた、責任の所在が明らかな、そして「次世代の練馬を担う子どもの育成」に邁進する、真に教育行政をサポートしていく組織に変身してもらいたい。 そして、これまでの「教え込み教育」から、「課題解決型教育」への転進をできるだけ短い時間に成し遂げてもらいたい。 | 総合教育会議では、区長と教育委員会が情報の共有を図り、連携を強化することで、より一層民意を反映した教育行政の推進に努めていきます。 また、子どもたちに基礎的な学力をしっかりと身に付けさせ、そのうえで課題解決型の教育を行うことが重要だと考えています。教育委員会では、国や区の学力調査の結果を分析し、課題解決型の学習を充実するための授業改善や指導方法の研究に取り組んでいます。 | |
| 柱 安心して生活できる福祉・医療の充実 | | | |
| 計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立 | | | |
| 35 | 「サンライフ練馬」のトレーニング室利用者に対して、トレーニング設備利用による介護度の改善に対する「褒賞制度」を制度化してはどうか。 | 区は、高齢者の介護予防や社会参加を促進させ、自立した生活を継続できるよう施策を進めています。 褒賞制度を用いなくても、介護度の改善を図ることは可能であると考えため、制度化は考えていません。 | |
| 36 | 高齢者に関するどの施設整備計画も整備数が少ないので、データに基づき、もっと積極的な整備計画に見直してほしい。 | 区では、練馬区高齢者基礎調査等のデータに基づき、第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成27～29年度)を策定しました。今後はこの計画に基づき、施設整備を実施していきます。 | |
| 37 | 介護保険の国庫負担が少なすぎるので、国に対し、国庫負担の増額を要望してほしい。 区民が支払う介護保険料が高騰し、十分な介護が受けられないといったことがないようにしてほしい。 | 65歳以上の高齢者や介護を必要とする方の数の増加に伴い、介護給付費は年々増加し続けています。介護保険制度の安定的な運営を確保するためにも、特別区長会などを通じて、必要な財政措置などを国へ要望していきます。 今後も、所得に応じた負担の設定や低所得者等への軽減対策など、保険料上昇による利用者負担の抑制を検討するとともに、利用者の方が必要な介護サービスを受けられるよう、適正な制度運営に努めていきます。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|--------------------------------|--|--|------|
| 計画6 障害者の地域生活を支援 | | | |
| 38 | 「障害者の生活状況に応じたケアマネジメント体制を強化」に関連し、地域精神保健相談員の配置については、「27年度2名配置」を「29年度までに各保健相談所に1名ずつ計6名配置」に増員してほしい。 | 27年度に配置した地域精神保健相談員による訪問支援の実績や効果を検証し、体制を検討します。 | |
| 39 | 重度障害者に対応したグループホームの整備については、10室では足りない状況であるため、可能な限り整備数を増やしてほしい。 | 重度障害者に対応したグループホームについては、食事、入浴、排せつなど生活全般に介護が必要かつ緊急性のある方の需要を想定して目標数を設定しており、今後も需要を踏まえて整備数を検討します。 | |
| 40 | 福祉サービスがよくなればなるほど、外部からの「サービスを受けたい人の増加」は避けられない。だからそれに見合う「多額納税者の受け入れ策」と「稼げる高齢者・障害者の育成」という施策が必要。 高齢者や障害者の就労を促進するため、高齢者や障害者を「区政補助員」として制度化し、採用してはどうか。 | 区では、厚生労働省が提唱する「チャレンジ雇用」の趣旨に基づき、業務協力員制度（区非常勤職員）を設けて、障害者を民間就職へつなげる職業訓練に取り組んでいます。今後もこのような取組とあわせて、様々な方法によって就労支援に取り組んでいきます。 | |
| 計画7 病床の確保と在宅療養ネットワークの構築 | | | |
| 41 | 病院の改築、整備、新設の際には、重度障害児（者）が短期入所できる、医療的ケアに対応できる「短期入所」事業所を病院内に設立してほしい。 | 病院の整備において障害者の暮らしを支える介護・援助を充実する観点から検討します。 現在、短期的に入所して医療的ケアを行う必要がある場合は、医療機関が行う緊急一時保護事業のご利用を勧めています。 | |
| 42 | 区内の病院に専門医の確保を要求してほしい。それと近くで受診できる優秀な家庭医の存在が重要。 | 医療環境の充実のために必要な専門医の確保について要望していきます。 | |
| 43 | 救急病院やリハビリテーション病院を設置する際には、片寄らないように配慮してほしい。 | 病床の確保にあたっては全区的な視点と地域バランスを考慮していきます。 | |
| 44 | 区内の医療機関は西武池袋線や西武新宿線沿線に片寄りがちである。 高齢者や乳幼児を抱える主婦が安心して、手近に医療機関を受診できるように救急車を増強するべき。 | 病床の確保にあたっては、周辺地域の医療機関の設置状況や交通施設の状況を踏まえ検討します。 救急車の増強については、消防に依頼していきます。 | |
| 計画8 つながり、見守る地域づくり | | | |
| 45 | つながり、見守る地域づくりの各事業を実施するにあたり、区の役割は「コーディネート・連絡・調整」であることから、区は率先して実践部隊を育てる努力をしてほしい。 | 地域でのゆるやかなつながりを構築するため、地域住民や団体への働きかけを行います。 情報交換会や学習会を通じて、見守りの取組について理解を深めてもらい、賛同者や協力者を増やし、地域住民とともに見守りの輪を広げていきます。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|------------------------------|---|---|------|
| 46 | 福祉避難所の拡充に関し、福祉避難所が計40か所の計画では、まだ足りない。要援護者の避難を考えても歩いていける範囲に配置できるように2017年度以降も増やし続けること。 | 平成29年度以降も、新たな施設の開設に合わせて福祉避難所の充実に努めていきます。 | |
| 柱 安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備 | | | |
| 計画9 鉄道、道路などインフラの整備 | | | |
| 47 | 外環道青梅街道インター・地上部街路、大泉第二中学校を分断する道路、関越道高架下の施設建設問題など、地域住民との合意形成ができていない問題について、計画を見直すところから一緒に話し合いをすること。 | 外環の青梅街道インターチェンジや地上部街路については、国や都が、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画などの手続を進めてきました。今後も、国や都と連携して区民の意見を聴きながら、整備促進に取り組むとともに、地域への情報提供を適切に行うよう、国や都に求めていきます。 補助135号線については、道路整備と大泉第二中学校の教育環境との調和を図るため検討しており、引き続き地域の皆様のご理解を得るよう努め、整備に取り組んでいきます。 関越自動車道高架下の活用については、検討の節目において、これまで6回にわたり住民説明会を開催し、寄せられた質問には回答・説明を行うとともに、意見を取り入れながら段階を進めてきました。引き続き、地域住民に丁寧にご説明しながら、早期の活用実現に取り組んでいきます。 | |
| 48 | 環状7号線から放射36号線までの放射35号線については、道路計画廃止案を都に提出すること。 | 都市計画道路は、円滑な都市活動を支えるとともに、区民の日常生活の面からも、重要な役割を担っており、着実に整備を進める必要があります。 そのため、都市計画道路の廃止を都に求める考えはありません。 | |
| 49 | 西武池袋線富士見台駅南口に自転車置場が設置されたが、相変わらず放置自転車が多いので、管理してほしい。 | 道路上に自転車が放置されないよう、誘導員の配置や放置自転車の撤去を実施する等、引き続き対策に取り組んでいきます。 | |
| 50 | 計画9にエイトライナーの整備に関する記述がない。区は、エイトライナー促進協議会を他の関連区と立ち上げ、エイトライナーを推進する立場から、「関係区と連携し交通政策審議会答申に向けA-1路線への早期格上げを目指す」「都や国に働きかけ具体的な建設に向けての道筋をつける」(エイトライナーホームページの情報が古すぎるため、)毎年促進協議会の内容や区部周辺部環状公共交通都区連絡会の報告等を区民にわかりやすく公開する」といった目標をアクションプランに示すべき。 | エイトライナーは、平成12年に鉄道網の整備に関する基本的計画である、運輸政策審議会答申第18号において、実現においてさまざまな課題があることから、「今後整備について検討すべき路線」に位置付けられています。 アクションプランには記載していませんが、区は、今後も関係区と連携して、調査研究に取り組んでいきます。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|--------------------|--|--|------|
| 計画10 災害に強い安全なまちづくり | | | |
| 51 | 無電柱化については、時間がかかっても実現してほしい。 | 都市計画道路や生活幹線道路の整備にあわせて、無電柱化を進めます。また、歩道の狭い既存道路においても、国や都の動向を注視しながら、モデル事業として無電柱化に取り組みます。 | |
| 52 | 木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の推進にあたっては、「西洋式文化長屋(鉄筋コンクリート構造の低層集合住宅)」を調査、研究してはどうか。 | 老朽住宅等を、耐火構造等(低層の鉄筋コンクリート構造を含む)の共同住宅に建替える場合、一定の要件のもとにその費用の一部を助成することにより、耐火建築物への建替え促進を図っています。また、建替えについての相談会を開催して建替えを促すなど、地域の状況に合わせた、災害に強いまちづくりを実施しています。 | |
| 53 | 震災等が発生した際に、避難する区民に対して、どちらへ避難すれば安全かを指示する司令塔(避難指示タワー)を適所に設置することを提案する。 | 区では震災等が発生した際に、避難指示情報を含めた情報の提供手段として、防災行政無線を整備しています。現在デジタル化と併せ、無線塔を増設しており、28年度末には207塔を整備する予定です。 | |
| 54 | 「10の4 4)で災害時に臨時放送局を開設して、ラジオで情報提供できるよう機材を備えます」とあるが、災害時の臨時放送局は、にわかには運用することは難しいと思われる。むしろ、インターネットラジオで番組制作や放送技術に関する実績を重ねている区内法人と協力して、災害時には必要な放送の態勢を整えられるようにすることが望ましいと考える。 | 災害時において臨時災害放送局を継続して運営していくため、区内法人や事業者等と運営体制について協議を進めていきます。 | |
| 55 | 区民が「感震ブレーカー」を購入する際、区が購入費を補助する制度を検討してほしい。 | 平成27年3月に「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」により、感震ブレーカーの普及・啓発についての報告書がまとめられました。 今後、国の動向を踏まえながら、普及・啓発について検討していきます。 | |
| 56 | 災害発生時、隣接する自治体の避難所に避難した場合の対応等、災害協定の内容や締結状況について教えてほしい。また、協定の内容について、広く区民に知らせておく必要があるのではないか。 | 区と隣接している自治体とは、避難者の相互受入等について災害協定を締結しています。協定の内容をはじめ防災に関する情報の周知に努めていきます。 | |
| 57 | 震災発生の際、乗用車での避難は渋滞による避難の遅れを招くだけでなく、自動車火災等の二次災害を招く危険もあることから、乗用車での避難を禁止し、徒歩での避難を原則とするよう区民に通達するべきである。 | 車での避難は渋滞を招き、緊急車両が通行できなくなる場合もあります。 地震発生時には、原則、車を使用せず徒歩で避難するよう、全戸配布した「防災の手引」でも案内しています。今後とも様々な機会をとらえて周知していきます。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|------------------------------|---|--|------|
| 計画11 地域生活を支える駅周辺のまちづくり | | | |
| 58 | 駅前や駅周辺のまちづくりの検討にあたっては、文化都市のシンボルとして、「駅前図書館(図書館または分館)」の設置を必須条件として考えてほしい。 | 現在、駅周辺に新たに図書館を設置する計画はありませんが、図書館資料の受取窓口を大泉学園駅隣接の再開発ビル内や石神井公園駅高架下等に開設しており、図書館の利便性向上の方策の一つとして、さらなる設置の可能性を検討していきます。 | |
| 柱 練馬区の魅力を楽しめるまちづくり | | | |
| 計画13 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり | | | |
| 59 | 商店利用者の大半は高齢者であることから、店舗や電話で注文した商品を自宅に配達してくれる店舗を増やしてほしい。または、商品配達(有料)を原則としてほしい。 | 買い物弱者対策については、コンビニやスーパー等の民間企業が様々なサービスを展開しています。区が個々の商店の事業活動に関与することはできませんが、今後も地域ニーズや実情を踏まえ、買い物弱者対策について検討していきます。 | |
| 計画14 農の活きるまち練馬 | | | |
| 60 | 農地には「オープンスペース」としての機能があることから、今後も区が所有者と交渉し、確保して行ってほしい。 | 都市農地は多面的機能を有する重要な社会資本です。 区では、農の風景育成地区制度や都市計画制度などを活用し、農地保全に努めていきます。 | |
| 計画15 みどりあふれるまちづくり | | | |
| 61 | 今後も街路樹や花木を植樹し、公共空間の緑化を図って行ってほしい。 | 都市インフラ整備にあわせてみどりを創出し、みどりあふれるまちづくりを推進します。 | |
| 62 | 樹林地や庭園等の私有地におけるみどりの維持や剪定、管理費用について、区の助成事業を実施してほしい。 また、「花でまちを飾る」事への褒賞制度を実施してほしい。 | 区では、保護樹木・樹林に指定した樹木等の剪定費用の一部助成や、樹林地を区が借りて管理し公開する憩いの森制度を実施しています。 また、26年度は新たな啓発事業としてみどりのカーテンコンテストを始めました。今後は、地域ぐるみでの緑化の取組を広く紹介していく予定です。 | |
| 63 | 緑化事業を行うボランティア同士の連携や情報共有の機会を区が設けるとともに、助成事業を充実してほしい。 | 公園や駅周辺の花壇管理団体に対して、適宜情報交換の場を設けています。 みどりあふれるまちづくりを進めるためには、ボランティア団体の協力が不可欠です。協力いただくための支援のあり方について、今後検討します。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|-----------------------|---|---|------|
| 64 | 区内の主な公園にある樹木や植物の種類と数をデータベース化し、公開してほしい。データを公開することで、区民が樹木や植物の成長を実感できるのではないかと。また、データベース化するにあたっては、緑化協力が調査を手伝うことができると思う。 | 樹木等の種類や数をデータベース化し公開することは考えていませんが、区内の主な公園の特徴や開花情報をホームページに掲載して公園の魅力を発信しており、これらを充実し、区民の皆様が季節や樹木等の成長を更に実感できるよう努めていきます。 | |
| 計画16 風を感じながら巡るみどりのまち | | | |
| 65 | 歩行空間に休息スペースとなるベンチの設置を検討してほしい。ポケットパークとでも名付けるような休憩スペースの確保を是非とも考えてほしい。 | ポタリングコースを含めた散策コースでは、散策を快適に楽しめるよう、案内表示板の設置のほか、休憩スペースなどの環境整備を検討していきます。 | |
| 計画17 練馬城址公園をにぎわいの拠点に | | | |
| 66 | 練馬城址公園を「エコミュージアム(一定のエリアに残る様々な遺産(自然、歴史、文化、産業)を現地で整備保存し、全体をミュージアムとしてとらえる)」というコンセプトでまとめてみてはどうか。 | 練馬城址公園については、東京都が平成32年度までに事業化を図る意向を明らかにしています。 今後、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図りながら、様々なご意見を伺ったうえで区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。 | |
| 67 | 区内に観客数が数万人収容のプロサッカー競技場としても使用可能な、あるいは野外コンサートが可能な「アリーナ」を整備してはどうか。 | 練馬城址公園については、東京都が平成32年度までに事業化を図る意向を明らかにしています。 今後、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図りながら、様々なご意見を伺ったうえで区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。 | |
| 68 | 練馬城址公園に文楽、能楽、歌舞伎、三曲(琴・三味線・尺八)、日本舞踏、講談、落語、琵琶などの古典芸能を披露、公開する施設を整備してはどうか。 | 練馬城址公園については、東京都が平成32年度までに事業化を図る意向を明らかにしています。 今後、東京都の公園整備にあたっての考え方やスケジュールと調整を図りながら、様々なご意見を伺ったうえで区として望ましい公園のあり方を具体化し、東京都へ要請していきます。 | |
| 柱 新たな区政の創造 | | | |
| 計画18 新しい成熟都市に向けた区政の創造 | | | |
| 69 | 業務を委託する際には、上下関係ではなく、直営では持てない技術や管理力を「引き出す」、「提供してもらう」パートナーシップという意識で関係を作る必要がある。 | 良質で効果的な区民サービスを提供するためには、民間事業者等との協働を進めることが必要です。そのため、職員の意識向上に努めます。 | |

| No. | 意見の概要 | 区の考え方 | 対応状況 |
|-----|---|--|------|
| 70 | 原価意識が欠如している。職員に自分たちの年収と総労働時間から時間当たりの単価を計算させ、自分の仕事を自己評価させるべき。 | 区では、これまでも行政評価において、各事務事業の事業費や人件費を含めた経費と成果を分析し、検証してきました。今後は、さらに効果的に検証を進めるため、評価制度の見直しに取り組みます。 | |
| 71 | いくら公共といっても納税や債券への信頼度が減少すれば破たんする可能性がある。各事業の成果に対する費用の算出を行うべき。 | 区が取り組んできた主要な事務事業について、費用対効果の分析などを行い、今後の事務事業のあり方を検討します。 | |
| 72 | 文化・生涯学習課は区長部局、図書館は教育委員会に分かれているが、両者は文化行政上は一体のものであり、供給元は図書館である。区の組織体制により、区民サービスの低下や文化度が下がるといったことがないよう、早急に横断プロジェクトを立ち上げ、健全な文化行政が行えるよう努めてほしい。 | 図書館や美術館・博物館は生涯学習施設であり、文化施設でもあります。美術館と貫井図書館、石神井公園ふるさと文化館と南田中図書館との連携事業など、組織を横断した取組を引き続き推進していきます。 | |